

山口県報

令和4年
12月20日
(火曜日)

目次

○規則

- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………
- 一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………
- 知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(人事課)……………



一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第四十九号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和四年山口県条例第四十三号)の施行期日は、令和四年十二月二十六日とする。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和四年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則
一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年山口県条例第四十四号)の施行期日は、令和四年十二月二十六日とする。

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則をここに公布する。
令和四年十二月二十日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第五十一号

知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則
知事等の給与及び旅費に関する条例及び山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(令和四年山口県条例第四十五号)の施行期日は、令和四年十二月二十六日とする。

令和四年十二月二十日
印刷発行

発行人所

山口県知事